

平成31年第2回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成31年2月8日（金）午前 9時30分

・閉会日時 平成31年2月8日（金）午前 10時04分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 9名

1番 井川 輝征 3番 宮本 和市 4番 藤井 雅史

5番 谷口 孝一 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄

9番 寺本眞理子 10番 阪口 修一 11番 片山 幸弘

・欠席農業委員 2名

2番 尾上 春樹 8番 田口 昭広

・出席農地利用最適化推進委員 13名

1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 4番 矢野 解光

5番 田口 宗一 6番 下崎 省一 7番 宮島 正文

8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二 10番 小崎 良一

11番 木川 保 12番 一川 清 13番 野田 和夫

14番 浏览 米作

・欠席農地利用最適化推進委員 2名

3番 中川 光春 15番 山田 和治

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局 長 福田 貴司 事務局 次長 平田 秀臣

係 長 川田 康幸 参 事 白菊 大志

・議事

日程第1 報告第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第2 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 報告第4号 農地形状変更届出書について

日程第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の審議について

日程第7 議案第7号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から平成31年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 2番、尾上委員、8番、田口昭広委員、3番、中川推進委員、15番、山田推進委員から欠席の報告があっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は9番、寺本眞理子委員、10番、阪口修一委員に指名します。 議事に入る前に報告があります。 総会議案書6ページの議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」所有権移転の部1番について「許可申請取り下げ願い」が申請者から提出されたので、議案から取り下げを報告します。 なお、議案書6ページの議案第5号の整理番号を1つずつ繰り上げて、2番を1番、3番を2番に繰り上げをお願いします。 また、議案書の訂正が2ヶ所ありますので訂正をお願いします。 まず、議案書1ページの使用貸借権設定の部2番の賃借人の住所です。「●●▲▲」を「○○△△」に訂正をお願いします。 次に、議案書5ページの所有権移転の部3番の譲渡人事由です。「病気で耕作困難な」を「高齢で耕作困難な」に訂正をお願いします。 今の訂正につきましては、よろしいでしょうか。 それでは議事に入ります。 報告第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	報告第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び中間管理事業については記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び中間管理事業については記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の5年間です。 2番、配分された土地の詳細及び中間管理事業については記載のとおりです。

	耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。 今回の報告は、全て 1 2 月の総会で農地中間管理機構に利用権設定が議決された分の配分になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 号についてはこれで終わります。 次に報告第 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 2 ページをお願いします。 報告第 3 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について。農地法第 1 8 条第 6 項の規定により、下記のとおり通知されたので報告するものです。 1 番 土地の詳細、賃貸人、賃借人の詳細については記載のとおりです。事由は合意による解約です。 2 番 土地の詳細、賃貸人、賃借人の詳細については記載のとおりです。事由は合意による解約です。 1 番、2 番、共に合意解約された土地は後継者に贈与するということです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 3 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 3 号についてはこれで終わります。 次に報告第 4 号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 3 ページをお願いします。 報告第 4 号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請者の住所・氏名は記載のとおりです。造成の理由は、降水量が多い時期など、被害が発生するため客土するということです。工事期間は備考欄のとおりです。 総会資料 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「丸山集落農村センター」から県道を挟んで向かい側になります。野菜を作付けするということでした。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の谷口委員にお願いします。
谷口委員	6 日に坂口推進委員と事務局と申請者立会のもと現地を見てきました。埋め立てを実際されておりましたけれども、父親が農業者年金の受給者ということで、地目の変更はできないということと、農地として管理しなければ年金の減額があるということで、畑として必ず耕作してくれと念を押してきましたのでよろしくお願いします。
片山会長	担当地区の坂口恵美子推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口恵美子 推進委員	谷口委員が詳細に説明されたとおりでございます。よろしくお願いいたします。
片山会長	報告第 4 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 4 号についてはこれで終わります。 次に議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なので売り渡す。譲受人事由ですが、規模拡大のため、買い受け耕作管理する。となっています。 総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「大矢バス停」の南側約 50m の位置になります。現地確認では、造成してあり、サトウキビ及び露地野菜を作付けするということでした。 調査書の 1 ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は、労力不足で耕作管理が困難なため、規模拡大を図りたい譲受人へ売り渡す。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2 番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりで

す。譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なので売り渡す。譲受人事由ですが、隣地に自己所有地があるため買い受け一括管理する。となっています。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は計石地区の2筆になります。現地確認では、耕作放棄地でしたが、草刈等の管理はされるということでした。

調査書の2ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、隣地に農地を所有している譲受人へ売り渡す。ということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の5ページをお願いします。

3番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、高齢で耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。譲受人事由ですが、贈与を受け引き継いで耕作管理する。となっています。

総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、記載の場所のとおりとなりますが、松生集落全域の合計12筆になります。現地確認では、水稻、野菜、柿、梅等を作付けしており、適正に耕作管理されていました。

調査書の3ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は高齢で耕作管理が困難なため、息子に贈与するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

4番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、病気で耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。譲受人事由ですが、贈与を受け引き継いで耕作管理する。となっています。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、大野小学校から県道を挟んで向かい側の3筆と祝坂集落の6筆の合計9筆になります。現地確認では、水稻、野菜等を作付けしてありました。

調査書の4ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は病気で耕作管理が困難なため、息子に贈与するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を 4 番の藤井委員にお願いします。
藤井委員	売渡については問題ないということで、事務局から説明があったとおりでございます。小崎推進委員と現地に立ち会いましたが、シラスを 3～40 センチくらい全体に撒いてありまして、雨でシラスが流れるので、そこがちょっと心配があったものですから、溝を掘ってよくするということがございましたが、2 辺は道路に面しており、1 辺はハウス、1 辺は住宅があるという状態ですので、客土の状態を近隣の住民の方に土砂等が流れれば問題だなということで、今後の観察が必要だろうと思います。以上でございます。
片山会長	担当地区の小崎推進委員から何かございましたらお願いします。
小崎 推進委員	藤井委員の言われたとおりでございますが、譲受人に確認したところ土止めをするということでしたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を 8 番の田口昭広委員ですが欠席されておりますので、担当地区の矢野推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野 推進委員	事務局から説明がありましたとおり、田口委員と私と事務局と譲受人と一緒に現地確認をしましたところ、後は管理をするということでございましたので、よろしくお願いします。
片山会長	3 番の案件を 6 番の塚本委員にお願いします。
塚本委員	事務局の説明どおりです。耕作管理、草刈り等されておりまして、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の下崎推進委員から何かございましたらお願いします。
下崎 推進委員	譲渡人が高齢で、息子に譲るということで、とてもよく手入れされており、問題ないともいますので、よろしくお願いします。
片山会長	4 番の案件を担当地区の一川推進委員に願います。
一川 推進委員	事務局からの説明どおりですが、6 日に尾上委員と私と立ち会って現地を確認しました。よく管理されていて、譲受人は兼業でよく手伝っていらっしゃいます。今後は十分管理をされていくと思いますので問題ないと思います。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。

	「所有権移転の部」 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、「芦北高校」の東側約 100m の位置になります。現地確認では、周囲も宅地化しており特に問題はありませんでした。 総会資料の 7 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。排水は町道の下を通して、芦北高校側の排水路に排水するということでした。 総会資料 8 ページをお願いします。農地の広がりとは約 1.2ha です。 調査書の 5 ページをお願いします。契約の種類は売買です。立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 10ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は現在、借家に住んでいますが、結婚を機に個人住宅を新築する。」ということです。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。土地代については、既に支払済みということです。以上のこと

	から、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 2番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は宅地拡張です。本案件は施工済みであり始末書が添付されています。 総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、「中園バス停」の北側約100mの位置になります。現地確認では、既に施工済みで、「たきぎ置き場」として利用されていました。 総会資料の10ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 総会資料11ページをお願いします。農地の広がりとは約250㎡です。 調査書の6ページをお願いします。契約の種類は贈与です。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。申請理由及び代替の可能性ですが「申請地は昭和46年に通路及び宅地の一面地として、譲渡人の義理の父から、譲受人の祖父が無償で譲り受けたものですが、未登記であったため今回申請するものです。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等は既に施工済みであること。また、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を8番の田口昭広委員ですが欠席されておりますので、担当地区の矢野推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野推進委員	事務局から説明がありましたように、前回その隣も利用目的も一緒に排水も心配いらないということでございましたので、よろしくお願いします。
片山会長	2番の案件を担当地区の野田推進委員にお願いします。
野田推進委員	当日は立会ができませんでしたので、2月2日に行ってまいりました。内容は事務局の説明どおりで、地籍調査の時に指摘を受けていたと思いますが、その時にしてあればこういうことはなかったのだらうと思います。きちんと始末書も提出されて申請されたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第5号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

	お諮りします。 「所有権移転の部」 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 6 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 6 号 農用地利用集積計画の審議について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番は中間管理事業です。 利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。転貸で設定期間は新規設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 8 ページをお願いします。 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 6 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

	お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番については「宮本」委員が関係しておりますので、宮本委員に一時退席を求めます。 （「宮本」委員一時退席） それでは、お諮りします。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 「宮本」委員に入室をお願いします。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 7 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 9 ページをお願いします。 議案第 7 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所、氏名については記載のとおりです。農地

	の状況・周囲の状況ですが森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思われます。 別紙資料 1 「非農地判断 現地確認資料」をお願いします。 1 ページに申請地の位置図を載せています。申請地は「田浦阿蘇神社」から南東約 150m の位置になります。 2 ページに字図を載せています。 3 ページに現況写真を載せています。写真のとおり雑木及び竹などが生い茂り、山林化していました。 4 ページをお願いします。現地確認の調査結果ですが、雑木・竹などが生い茂り森林の様相を呈しており、農地に復元が困難であることから、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 本案件については私が担当地区ですので説明します。 先程事務局からありましたように、写真でも示しておりますけれども、数十年こういった状態になっているということで非農地と判断しました。 担当地区の本郷推進委員から何かございましたらお願いします。
本郷 推進委員	事務局が言われたとおりでございますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 7 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。